2017 JUNE 6

人材開発センター 6月の講習会・受講者募集

人材開発センターでは、次のとおり講習会を開催いたします。

◎刈払機取扱作業者安全衛生教育
実施日　6月23日
　　9時～16時
申込期限　6月16日
受講料　8,000円

◎アーク溶接　特別教育
実施日　7月3～5日
　　9時～18時
申込期限　6月23日
受講料　12,000円

※ともに定員30名

問合せ　一般社団法人　檜山地域人材開発センター
☎0139-52-0160

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

問合せ　北海道労働局労働基準部労災補償課
☎011-709-2311
函館労働基準監督署
☎0138-23-1276

法務局で「法定相続情報証明制度」がスタートしました

これまでは、亡くなった方の名義の預貯金や保険、更に不動産の登記名義の変更といった相続手続に関しては、手続先（金融機関や保険会社、法務局など）に戸籍謄本などの書類の束を何度も提出して行わなければなりませんでした。

こうした不便さを少なくするため、5月29日から全国の法務局で「法定相続情報証明制度」の運用を開始しました。

この制度は、相続人が戸籍謄本などの書類の束と申出書などを法務局に提出し、法務局が法定相続人に関する証明書について必要な枚数を手数料無料で発行するというものです。ぜひご利用ください。

制度の詳しい内容については、法務局ホームページをご覧ください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html

問合せ　函館地方法務局登記部門
☎0138-23-9530
内線572

平成29年工業統計調査実施のお知らせ

経済産業省・北海道・今金町では、6月1日を基準日として工業統計調査を実施します。

本調査は、日本の工業の実態を明らかにすることを目的に統計法に基づく報告義務のある重要な統計調査です。

統計調査員が事業所等を訪問した際には、調査へのご協力をお願いします。また、紙の調査票での回答のほかオンライン回答も可能ですのでご利用ください。

問合せ　今金町まちづくり推進課
☎82-0111

法テラス八雲通信

成年後見制度って何？

■私たちは日常生活を営むうえで、つねに、契約などの法律上の行為にかかわっています。例えば、アパートを借りることは賃貸借契約ですし、スーパーでの買い物は売買契約です。そして、このような法律上の行為をするためには、その内容をきちんと理解し、判断する能力（これを「判断能力」といいます）が必要になります。

■ところが、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力を十分に活用できない方は、正しい判断ができず必要な契約を結ぶことができなかったり、逆に不当な契約をさせられて被害を受けたりするおそれがあります。

■「成年後見制度」とは、このように、認知症などによって判断能力が低下した場合に、その判断能力を補ってくれる援助者をつけることで、本人の財産や利益を守ったり、本人の意思を尊重してその人らしい生活ができるよう援助したりする仕組みのことをいいます。そして、「成年後見制度」には大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」という２つの制度があります。

■このうち、「任意後見制度」とは、まだ判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どんなことを頼むか」をあらかじめ決めておく制度をいいます。一方、「法定後見制度」とは、すでに判断能力が低下してしまった場合に、家庭裁判所に援助してくれる人を選任してもらう制度のことをいいます。

■自分自身やご家族の方などが、判断能力を十分に活用できない状況になった場合でも、社会の中で、その人らしく生活していくために、「成年後見制度」の活用を検討してみてはいかがでしょうか。

■さて、当事務所では、皆様からのご相談を承っております。一定の資力要件を満たす方は、３回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所（050－3383－8366）」まで相談予約のお電話をお寄せください。

法テラス八雲法律事務所　弁護士　鳴本　翼
☎050－3383－8366

ストップ！消費者問題

５月に入り、「オレオレ詐欺」が近隣町で連続発生しております。

被害者の息子を装った男から被害者宅に電話があり、「電車でカバンを盗まれた」、「取引の現金が入っていたのですぐに金が必要だ」などと言われ、これを信用した被害者は、同日、息子の知り合いを装った者に現金100万円を手渡し、だましとられたものです。

もしこのような電話がきても、相手にせず、電話を切るか、家族の人に相談するか、役場や交番に連絡して下さい。

今金町は引き続き消費者行政の維持・強化に努めてまいります。



問合せ
・せたな警察署今金交番
☎82-0435
・役場まちづくり推進課
☎82-0111

に６月１日～９月30日までの期間、軽装で執務します。

日本一の「今金男爵」を守ろう！！

ジャガイモシストセンチュウの拡散防止には町民の皆様のご理解とご協力が必要です。

今金町農業協同組合
今金町農林振興課

目指せ車いす！

リングプル回収事業

○ 現在ストック量…400kg
車いす交換まであと300kg
※700kgで車いす一台と交換できます

今金町社会福祉協議会

納期のお知らせ

町道民税　第１期

の納期限は６月30日（金）です。税務住民課では納税相談に応じています。お気軽にご相談ください。
《役場税務住民課課税収納グループ》
☎82－0111

ご存知ですか？「国民年金基金」

国民年金基金は、老後に受け取る国民年金（老齢基礎年金）に上乗せして、より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。国民年金基金制度には、税制上の優遇処置があります。
※60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入されている方も加入できます。
詳しくは北海道国民年金基金（フリーダイヤル0120－65－4192）までお問合せください。

橋りょう補修工事による通行規制について

７月から11月にかけ、豊田橋の橋りょう補修工事を施工します。
豊田橋は片側交互通行の規制となりますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



問合せ
役場公営施設課　☎82-0111

自動車の「不正改造」は犯罪です！

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されています。
しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、③タイヤ、ホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し、④基準外ウィング（エア・スポイラ）の取り付け、⑤マフラーの切断・取り外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。
これらの不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。
国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に６月を強化月間として重点的な取組を行っております。
皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。
詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」



問合せ　北海道運輸局函館運輸支局　検査整備保安担当　☎0138-49-8864

厚生労働省からのお知らせです
６月は「外国人労働者問題啓発月間」です！

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。
このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の３点をご確認ください。

①就労が認められる在留資格であること
②雇い入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと
③社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では雇用対策法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いします。
また、お問い合わせにつきましては、お近くのハローワーク又は労働基準監督署までお願いします。

問合せ　ハローワーク八雲　☎0137-62-2509
函館労働基準監督署　☎0138-23-1276

みんなの広場

◆今月の団体◆
「大正琴　琴鈴会」

「活動についてPRしたい団体を募集しています」



▲女性文化祭での発表の様子

今金町文化協会に加盟している「大正琴琴鈴会」を紹介します。
同会は、町民センターにおいて毎週水・土曜の午後１時から定例の練習を行っており、町民文化祭や女性文化祭などを目標に活動しています。また、昨年は120年の歴史をもつ函館市の「旧函館区公会堂」で演奏を披露することができました。
入会希望者または大正琴に興味のある方は、代表の髙田 多鶴子さん（☎82-0583）までお願いいたします。

来庁者の方々にソフトなイメージで接することを目的